

令和4年9月28日

部長、スポーツ局長、消防長、上下水道局長、
事務局長、市民センター長、会計管理者、次長 様

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度予算編成方針について

1 経済情勢と国の財政運営の動向

わが国の経済は、月例経済報告によれば「景気は、緩やかに持ち直している」とされ、先行きについても「経済社会活動の正常化が進む中で、(略)景気が持ち直していくことが期待される」とされる一方、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている」「物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある」と判断されている。

このような中、国は、物価高騰対策と継続的な賃上げによってウィズコロナの中でも経済活動の水準を引き上げ、そのうえで「経済財政運営と改革の基本方針2022」と「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画」を実現するための「総合的な対応策」及び令和5年度予算により、景気の本格的な回復と着実な成長への取組みを進めるとしている。これを踏まえ、令和5年度予算の概算要求基準では、基本方針2022等に基づき経済・財政一体改革を着実に推進する、ただし重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならないと示されているところである。くわえて、10月中には総合経済対策が取りまとめられる見込みである。

本市においても、こうした国の考え方と動向を注視しながら、影響のある施策について適宜適切に対応していくことが必要である。

2 編成方針

これまで本市は、都市基盤整備や産業振興など、活力あるまちづくりのための

様々な施策を進める一方、職員数の適正化による人件費の抑制など経費節減の努力を重ね、基金の積立や市債残高の漸減など、財政健全化に向けた取組みを続けてきた。

しかしながら、国の施策に伴う社会保障費の増加や、過去の投資に係る市債償還額の増加のほか、高速光インターネット環境等の新たなインフラ整備や公共施設の老朽化に伴う投資的経費も増加しており、さらには多様化するニーズへの対応等においても、今後多額の財源が必要になる見通しである。

現時点では、モーターボート競走事業やふるさと寄附金により基金は一定程度確保できているが、これらは不安定な財源であること、また産業構造上、法人関連の税収が少ないことに加え、人口が減少している中では他の税収についても大幅な伸びは見込めないことなどから、今後の財政運営はますます厳しさを増すことが予想される。

こうした現状を踏まえ、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するためには、受益者負担の適正化に向けた見直しを進めるとともに、限りある歳入に見合った歳出の削減を図りつつ、基礎的な行政サービスを含めた真に必要な施策に安定的かつ継続的な財源を措置することが必要である。

そのためには、予算編成及び執行段階において、職員自らが市政や市の財政状況を常に認識しつつ、知識と経験を最大限に発揮するとともに、全庁的な視点を持って、聖域を設けることなく、全ての事業について優先度をつけて取捨選択を行うなど、抜本的な見直しにより将来負担の軽減を図り、健全化へ取り組む不断の努力を続けていかなければならない。

このような中、令和5年度は、第2次唐津市総合計画が目指す都市像の実現へ向け、引き続き行財政改革に努めるとともに、コロナ禍からの経済回復の年、スマートシティからつの構築へ向けたDXの本格化の年、子育て支援施策の充実の年と位置付け、次に掲げる基本方針に基づき、市民が輝き、そして地域が輝けるよう、市民一人ひとりの想いを反映させた、市民の期待に真に応えうる予算を編成するものとする。

令和5年度予算編成の基本方針

「進化する唐津」の展開

1 コロナ禍からの経済回復の推進

コロナ禍からの地域経済の回復を加速させ、また、確実なものとするため、あらゆる産業分野の現状把握に努め、必要な支援策に取り組むこと。

2 デジタルトランスフォーメーションの本格化

デジタル社会に対応した「スマートシティからつ」の構築を目指し、産業のデジタル化を推進するとともに、デジタル化による市民サービスの利便性向上や行政運営の効率化の仕組みを実装し、提供を開始すること。また、デジタル化を担う職員の育成、スキルアップを進めること。

3 子育て支援施策の充実

若者世代の定住・回帰・移住へ向け、また、本市の将来を担う全ての子どもたちの健やかな成長を支えるため、福祉・教育をはじめ、様々な領域において子育て支援に資する施策を充実させること。

4 財政健全化に向けた行財政改革と公共施設再編の推進

持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営のため、事務事業の廃止や業務量の削減、効率化へ向けた業務改善を推進するとともに、適切な歳出の抑制、歳入対策や自主財源の安定確保に取り組むこと。あわせて、公共施設再配置計画の短期計画に掲げる再編、特に除却を計画的に進めること。

予算編成の考え方

1 部の予算編成の考え方

- (1) 各部局は、予算編成型政策会議での市長及び副市長の指摘事項を踏まえ、市民センター所管事業も含めた部局全体の予算編成の考え方(重点化する事業)を明確にし、主要施策及び懸案事項については市長及び副市長と協議・調整を行ったうえで、予算編成の事務を進めること。
- (2) 市長公約事業及び「第2次唐津市総合計画」に掲げた主要施策は、予算に適切に反映させ、取り組んでいくこと。

2 将来推計人口に加え、人口減少対策を念頭においた行政運営

- (1) 投資的事業や事務事業の企画立案には、人口減少に対応した行財政運営のあり方を、長期的な視点に立って取り入れること。
- (2) 組織機構や施設の管理運営のあり方についても将来推計人口を十分念頭に置いて見直しを行っていくこと。

3 市民の想いを反映した施策

- (1) 職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、従来の施策や事業の目的及び有効性を検証し、新たな発想による有効な施策展開を行うこと。
- (2) 要望書等の提出がなされている事項については、必要性等を十分に精査し、対応を行うこと。その際、要望書については、写しを添付すること。

4 課題への対応

- (1) 決算審査をはじめ市議会における意見については、その内容を十分に検証し、確実な経費の見積りを行うとともに、事業の制度設計の熟度を上げ、十分な説明責任を尽くせる要求を行うこと。
- (2) 感染症対応において明らかとなったデジタル化の遅れ及び進展するデジタル社会へ対応するための要求を行うこと。

- (3) 監査委員の監査結果については、適切な予算措置を行うこと。
- (4) 過去の予算査定における課題を解決する要求を行うこと。

5 国・県の動向の把握

国の概算要求、地方財政計画、県の予算要求の状況等の最新情報に細心の注意を払い、的確な把握に努め、内容を十分に検証すること。

6 事業費要求枠

(1) シーリングの考え方

義務的経費（給与費、扶助費、公債費のほか、継続費及び債務負担行為を設定した事業費など市が任意で削減できない経費）を除いた一般行政経費及び施策経費について、令和6年度には一般財源ベースで令和3年度6月補正後予算額（以下「基準額」という。）比で▲5%以上の削減を行う。そこへ向け、令和5年度には基準額比▲4%以上の削減を行うこと。

各部において、この枠内で事業の取捨選択や見直しを行い、各部長の最終的な判断により要求を編成すること。

(2) 枠配分査定の試行

今回より枠配分査定の試行を行う。一般行政経費については、臨時的経費及び光熱費の高騰分を除き、別途財政課が示す一般財源額内に必ず収めることとし、内容確認は行うが、原則として一件査定の対象としない。また、枠設定額よりも節約した一般財源額は、施策経費等への充当を可とする。

なお、枠配分経費も上記シーリングの計算に含めるので注意されたい。

(3) シーリング対象外経費

(1)に定めるもののほか、次の経費はシーリングの対象外とする。

- ① コロナ対策に係る臨時的な施策経費
- ② DX推進に係る臨時経費
- ③ 子育て支援に係る新規施策経費
- ④ 公共施設の解体除却に係る経費

⑤ SAGA2024へ向けた臨時経費

⑥ そのほか「進化する唐津の展開」に大きく資する臨時経費

7 歳入の確保及び新規の財源の発掘

(1) 既存事業であっても、位置づけの再整理や事業内容の見直しを行うことで国県支出金の交付対象とできる場合があるので、十分に財源の研究を行い、積極的に活用すること。

(2) 市税等の収納率の向上や各種財団等の助成金の活用のほか、使用料・手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。特に、特別会計においては、早急に見直しを行い、一般会計繰入金の縮減を図ること。

また、今後見直しが必要なものは、改定時期を定め、早めに検討に着手し、市民への周知期間を確保すること。

(3) 市有財産の売払いや有効活用、広告事業の拡大、企業版ふるさと納税の活用など、新規の財源の掘り起こしとともに、新たな資金運用形態の検討や預託金の利率見直し等を積極的に行うこと。

8 要求の留意点

(1) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、すべての施策事業について、廃止を検討すること。

廃止ができない場合も、行政評価の結果等をふまえ、聖域を設けることなく抜本的な見直しを図り、事業の優先順位を洗い直し、ゼロベースの視点から見直しを行うこと。

(2) 新規・拡充事業については、既存事業の見直しにより財源を捻出するとともに、あらかじめ目標や実施期間を明確に設定すること。

あわせて、事業の必要性やスキーム等については、十分に部内での協議を行い、必要に応じ政策調整会議に諮るなど、予算査定において議論することのないよう留意すること。

(3) 事業開始から3年を経過する事業や過去の査定で指摘のあった事業について

- は、前例・慣例を踏襲することなく、事業効果、現在の市民ニーズ、所期の目的の達成状況等を検証し、継続の可否や再編・再構築の必要性を精査すること。
- (4) 行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部課に係る事務事業については、事前に協議を済ませておくこと。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き国・県の動向、市内の景気や市民生活の状況などを的確に把握し、必要な経費を要求すること。
 - (6) D X 推進や新規システム導入等については、D X 推進室を通じて情報政策監に必ず相談を行うこと(その場合も、システム導入検討委員会での審議は別途必要である)。
 - (7) S D G s を踏まえた事業の目標を意識し、予算要求を行うこと。

9 その他

年間ベースで予算額を把握する必要があるため、例年補正で対応している県事業負担金等を除き、全て当初に予算要求を行うこと。

また、国の総合経済対策に伴う補正予算が成立した場合は、要求事業の一部を補正予算対応へ振り替えることも想定されるので、情報収集に努め、事業費及び財源の切り分けなどに迅速に対応できるよう、予め備えておくこと。